

広島市用地測量作業数量算定マニュアル

1 適用範囲

- (1) 適用業務量
対象筆数が概ね100筆程度までの業務
- (2) 適用地区
原則として公図混乱地区でないこと。
- (3) 数量算出項目
 - ア 調査業務
資料調査（公簿類、地図類、図面類）、現地調査（事前調査）、多角測量、復元測量、画地調整、民有地境界立会、公共用地境界立会
 - イ 測量業務
面積測量、境界標設置
 - ウ 書類の作成
官民境界確認書、民民境界確認書、分筆所在（地形）図、分筆図面、現地調査書
 - エ その他
調印業務

2 数量算出要領

- (1) 調査業務
 - ア 資料調査
公簿類（土地登記簿）、地図類（公図）、図面類（地積測量図）について、法務局で閲覧等を行い数量を確定する。
 - イ 現地調査（事前調査）
原則として1件を計上する。
 - ウ 多角測量
任意の基準点で測量を行う場合は、計上しない。
既知の公共基準点を基に測量を行う場合は以下の点数を計上する。
点数 = 公簿類の筆数 × 20%（小数点以下四捨五入）
 - エ 復元測量
以下の点数を計上する。
点数 = 筆界点を復元する筆数 × 120%（小数点以下四捨五入）
 - オ 画地調整
土地を分筆する必要がある場合は計上しない。
土地を分筆する必要がある場合は、以下の区画数を計上する。
復元型 原則として1区画
復元型（加算） 公簿類の筆数 × 20%（小数点以下四捨五入）
分筆型 分筆図を作成する筆数〔分筆図面作成筆数（書類作成）と同値〕
分筆型（加算） 同上
 - カ 民有地境界立会
B測距・探索を計上する。
点数 = 公簿類の筆数 × 130%（小数点以下四捨五入）

キ 公共用地境界立会

Bランクを計上する。

$$\text{点数} = \text{公簿類の筆数} \times 110\% \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

(2) 測量業務

ア 面積測量

公簿類に記載された面積に基づいて、筆毎に分類して計上する。

イ 境界標設置

境界標埋設を計上する。

$$\text{点数} = \text{公簿類の筆数} \times 80\% \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

(3) 書類の作成

ア 官民境界確認書

原則として1通を計上する。また、管理者が複数の場合は、状況に応じて追加するものとする。

イ 民民境界確認書

原則として1通を計上する。

ウ 分筆所在（地形）図

公簿類（土地登記簿）、地図類（公図）、図面類（地積測量図）及び設計図面により筆数を確定する。

エ 分筆図面

公簿類（土地登記簿）、地図類（公図）、図面類（地積測量図）及び設計図面により筆数を確定する。

オ 現地調査書

公簿類（土地登記簿）、地図類（公図）、図面類（地積測量図）及び設計図面により筆数を確定する。

(4) その他

ア 調印業務

以下の件数を計上する。

$$\text{件数} = \text{公簿類の筆数} \times 40\% \text{ (小数点以下四捨五入)}$$

3 その他

(1) 数量算出要領に規定のない項目については、業務毎に必要なに応じて計上する。

(2) 加減率については、原則、公共嘱託登記業務報酬額運用基準（社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）の加減率表の適用範囲内の最小の率を適用する。ただし、現場条件等を考慮して、原則とする率を使用することが不適当な場合は、加減率表の適用範囲内の率の中から定めることができる。